

## 「女子差別撤廃条約実施状況第7・8回報告書に盛り込むべき事項」に関する意見募集の概要

平成25年11月

我が国は昭和60(1985)年6月に女子差別撤廃条約を批准し、7月25日に効力が生じた。この条約において、締約国は4年毎に条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を女子差別撤廃委員会による検討のため、国連事務総長に提出することとされている。

我が国はこれまでに6回報告書を提出しており、第6回報告に対する最終見解において、第7・8回報告書を2014年7月までに提出することが求められている。

同報告書に盛り込むべき事項等について、広く意見募集を行ったところ、431件のご意見が寄せられた。

## 1. 意見募集の概要：

- (1) 募集期間：平成25年6月20日～平成25年7月22日
- (2) 意見受付方法：ホームページ上、郵送

## 2. 意見総数：431件（ホームページ205件、郵送226件。）

※このうち、個人からは42件、団体からは389件の意見が寄せられた。

## 3. 内訳（件数、割合）

※1枚の意見用紙に複数の意見がある場合、内容別にそれぞれカウントしたため、内訳の合計と総数は一致しない。

- 1条関連：女子に対する差別の定義（18件、3.53%）
- 2条関連：差別を撤廃する政策の追及のための立法等の措置（108件、21.14%）
- 3条関連：女子の能力開発・向上の確保（32件、6.26%）
- 4条関連：特別措置（24件、4.70%）
- 5条関連：偏見及び慣習等の撤廃（30件、5.87%）
- 6条関連：女子の売買等の禁止（17件、3.33%）
- 7条関連：政治的及び公的活動における差別の撤廃（38件、7.44%）
- 8条関連：平等の条件での国際的活動への参加（1件、0.20%）
- 9条関連：国籍の取得、変更、保持の権利の平等（0件、0.00%）
- 10条関連：教育の分野における差別の撤廃（68件、13.31%）
- 11条関連：雇用の分野における差別の撤廃（85件、16.63%）
- 12条関連：保健の分野における差別の撤廃（13件、2.54%）
- 13条関連：他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃（9件、1.76%）
- 14条関連：農村の女子に対する差別の撤廃（11件、2.15%）
- 15条関連：法律の前の平等（1件、0.20%）
- 16条関連：婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃（43件、8.41%）
- その他全般にわたる事項（13件、2.54%）